

議 事 日 程

令和5年3月28日(火) 午前10時開議
田川市民会館 講堂

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 諸般の報告 令和4年度経過月分の出納検査について
- 日程第4 議案第1号 管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて
(田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について)
- 日程第5 議案第2号 田川地区斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 田川地区斎場組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 田川地区斎場組合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 令和5年度田川地区斎場組合一般会計予算

◎議長（皆川 高司議員）

定刻となりました。どなた様もおはようございます。ただ今の出席議員は19名中、17名であります。よって、本会議は成立いたしました。ただ今より、令和5年第1回田川地区斎場組合議会定例会を開会いたします。なお、本日の会議に欠席届のあった議員は、柿田孝子議員の1名であります。では、議事に移ります。日程第1「会期の決定」を議題とします。お諮りします。会期は、本日の1日限りと致したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決めます。日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題とします。会議録署名議員は会議規則第87条の規定により、議長において、指名いたします。会議録署名議員には、道 廣幸議員、中村勇紀議員を指名致します。よろしくお祈りします。次に移ります。日程第3「諸般の報告」を議題とします。お手元に配布のとおり、監査委員より「令和4年4月から令和4年12月までの経過月分出納検査報告」の提出がありましたので、ご了承願います。次に移ります。日程第4・議案第1号「管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて」を議題と致します。「専決第1号・田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

皆さま、お疲れさまです。3月議会を終え、新年度を控えての公務ご多忙の折、本定例会に御出席を賜り、ご審議を頂けますこと、衷心より御礼申し上げます。それでは、日程第4、議案第1号「専決第1号・田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。本案は、令和4年の人事院勧告に基づき、「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3号により、これを報告し、その承認を求めるものであります。改正の主な内容は、一般職の職員の給与について、国家公務員の給与改定に準じ、民間給与との均衡を図るため、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げ、俸給表については、30歳台半ばまでの職員の在職号俸について平均0.3%引き上げ所要の改定を行うものであります。また、期末勤勉手当について、年間支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.40月にするものであります。なお、再任用職員についても勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間2.3月にするものであります。以上が、令和4年度の人事院勧告の内容であります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、議案第1号「専決第1号」について、管理者の報告が終わりました。ここで、質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑が無いようですので、討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ないようですので、採決に移ります。「議案第1号・専決第1号・田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、管理者報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、「議案第1号・専決第1号」については、原案のとおり承認することに決しました。次に移ります。日程第5・議案第2号「田川地区斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第5、議案第2号「田川地区斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。本案は、国家公務員の育児休業に係る制度改正に伴い、本組合関係条例も同様に整備するものであります。改正の主な内容は、「産後パパ育休の取得要件の緩和」「非常勤職員に係る子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化」等6事項について、改正するもので、一般職員、非常勤職員ともに育児休業等が気兼ねなく取得できやすいように緩和されたものであります。以上が改正理由であります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、管理者説明が終わりました。ここで、質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑が無いようですので、討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

無いようですので、採決に移ります。「議案第2号・田川地区斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、管理者説明のとおり、決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、「議案第2号」については、原案のとおり可決することに決しました。次に移ります。日程第6・議案第3号「田川地区斎場組合職員の定年等に関する条例の一部改正について」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第6・議案第3号「田川地区斎場組合職員の定年等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。今回の改正は、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための法律が施行され、地方公務員についても同様の措置を講じるため「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布されたことを受け、本組合も国と歩調を合わせるものであります。その内容は令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳となるようにするものであります。また、定年引上げに伴う給与措置として、60歳から給料7割支給の措置を講じるものであります。以上が改正理由であります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、管理者説明が終わりました。ここで、質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑が無いようですので、討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ないようですので、採決に移ります。「議案第3号・田川地区斎場組合職員の定年等に関する条例の一部改正について」は、管理者説明のとおり、決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、「議案第3号」については、原案のとおり可決することに決しました。次に移ります。日程第7・議案第4号「田川地区斎場組合個人情報保護法施行条例の制定について」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第7・議案第4号「田川地区斎場組合個人情報保護法施行条例の制定について」ご説明申し上げます。今回の条例制定の背景には、デジタル社会の形成を円滑に推進するために、国と地方公共団体において、個人情報保護制度の仕組みが異なっていることが支障となるため、同制度の根拠を一つの法律に統合するため、国の個人情報保護法の一部を改正する法律を制定し、これまで、各自治体の条例で定めていた事項が、令和5年4月1日以降は、改正後の同法の規定により各自治体の個人情報制度が施行されることとなるものであります。このことから、本組合においては、個人情報制度に関する同条例が未制定でありましたので、今回、新たに「田川地区斎場組合個人情報保護法施行条例」として制定するものであります。その運用方法について、国が定める規定と齟齬が生じないように今回、定めようとする条例

案の第3条に「田川市個人情報保護法施行条例の例による。」と準用規定する旨の条文を明記することで本条例を整備いたします。以上が本条例の制定理由であります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、管理者説明が終わりました。ここで、質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑が無いようですので、討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ないようですので、採決に移ります。「議案第4号・田川地区斎場組合個人情報保護法施行条例の制定について」は、管理者説明のとおり、決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」については、原案のとおり可決することに決しました。次に移ります。日程第8・議案第5号「令和5年度 田川地区斎場組合一般会計予算」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

予算説明に入ります前に、近々の斎場運営の状況について、ご報告させていただきます。当斎場におきます新型コロナ関連であります。新型コロナにより亡くなられた方の取り扱い件数は、令和3年度は累計で32件でありましたが、令和4年度では、既に100件を取り扱う状況にあり、火葬スタッフには、自らの感染リスクもある中、職務にあたって頂き、その労をねぎらうものでありました。今後も住民を第一義に、ゼロ・コロナでなく、ウィズ・コロナで感染防止に努め、信頼のある施設運営に心がけて邁進していく所存でございます。それでは、日程第8・議案第5号「令和5年度・田川地区斎場組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。本組合予算の編成にあたっては、無駄のない実行性のある予算編成を行なっております。令和5年度では、斎場新設事業に関連する新規事務等に備え、一般職の増員による機能強化を図ることとし、職員定数2名のうち、一般職である再任用職員1名をフルタイム勤務から短時間勤務に任用替えし、定数外職員としたうえで、構成市町村職員から1名を派遣することといたしました。このことにより、従来どおり知識と経験のある再任用職1名は確保でき、かつ、派遣ではあります。即戦力と実行力ある職員を配置することで、事務局の管理機能が、より一層、充実できるものとなります。このことから、令和5年度予算は、歳入歳出ともに、総額で1億8,195万7千円としております。予算構成は、2ページ、3ページの「第1表・歳入歳出予算」のとおりとなっております。組合運営費の原資となる「歳入予算」では2ページのとおり、市町村からの負担金が1億3,184万円と大半を占めるほか、斎場使用料収入など、自主財源

5, 011万7千円を確保し、予算を編成しております。「歳出予算」では3ページのとおり、2款・総務費において、斎場施設に要する維持管理費が大半を占めるほか、組合職員の人件費など、組合運営費や施設整備基金積立金などで編成しております。

前年度予算額との比較では、4ページの「歳入歳出予算事項別明細書」のとおり、56万9千円の微増となっております。その他、詳細につきましては、事務局が説明しますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局どうぞ。

◎事務局次長(廣末 貢一)

事務局からは、お手元配布しております、令和5年度田川地区斎場組合予算書に基づき、その概要を説明します。予算書の4ページをお願いします。歳入歳出予算総括表で上段、本年度歳入予算額、1億8,195万7千円とし、下段、本年度歳出予算額は歳入予算と同額を計上し収支均衡を図っております。次に、歳出予算から説明いたしますので、予算書の7ページをお開きください。まず、1款・1項・1目の議会費です。議会運営費として、1節・報酬、8節・旅費及び9節・交際費を、前年度同額の総額82万3千円を計上しております。つぎに、2款・1項・1目の一般管理費です。組合運営費と斎場施設の維持管理費として、まず、1節の報酬から5節の災害補償費は、特別職3名の報酬と、事務局職員の一般職3名、会計年度任用職員3名分にかかる人件費等を計上しております。つぎの8節・旅費では、会計年度任用職員の通勤手当に当たる費用弁償のほか、一般職員の普通旅費や特別職の費用弁償で56万7千円を計上しております。つぎの9節・交際費です。管理者交際費として、組合関係者への慶弔費として前年同額の10万円を計上しております。次の8ページをお願いします。10節・需用費です。ここでは、火葬用燃料である灯油の購入費を始め、光熱水費、消耗機材費など2,388万5千円を計上しております。つぎに、11節・役務費です。ここでは、電話通信料のほか、各種保険料など87万8千円を計上しております。つぎに、12節・委託料です。ここでは、斎場施設の主要業務である、火葬業務や清掃業務に係る、斎場管理業務委託料など、施設維持に要する12項目の委託料、5,604万1千円を計上しております。つぎに、13節・使用料及び賃借料です。ここでは、斎場予約システム、財務会計システムの使用料及びその他借上げ料、216万9千円を計上しております。9ページをお願いします。14節・工事請負費です。ここでは、火葬炉設備補修工事費、773万円を計上しております。次の17節・備品購入費は、存置科目としております。次に18節・負担金補助及び交付金です。ここでは、職員研修を目的とする福岡県自治振興組合への負担金のほか、関係する4団体への負担金、4万8千円を計上しております。次の24節・積立金です。ここでは、斎場施設建替えの資金として施設整備基金の積立金及び基金利息、6,011万2千円を計上しております。つぎに、2項・2目・監査委員費です。ここでは、監査事務に要する報酬及び旅費、7万9千円を計上しております。10ページをお願いします。款が変わり、3款・1項の公債費です。1目の利子は、歳計現金の残高不足に備え、指定金融機関からの一時借入金の利子を計上しております。最後に、4款・予備費では、緊急の歳出に備え予備費を計上いたしております。次に、歳入予算を説明しますので5ページをお願いします。歳入の、1款・1項負担金では斎場使用料など組合独自の自主財源で不足する財

源を、構成団体からの負担金として前年度同額の1億3,184万円を計上しております。次の2款・1項使用料では火葬料・待合室使用料や施設使用料等、4,979万2千円を計上しております。6ページお願いします。2款・2項・手数料では、火葬証明書の発行手数料を前年度と同額を計上しております。次に、3款・財産収入では、施設整備基金からの運用利子として、11万1千円を計上しております。次に、4款・繰入金と次の5款・繰越金は存置科目としております。最後の6款・諸収入では、売店や自動販売機の電気料金の徴収納付金など20万5千円を計上しております。以上が歳入予算となります。最後に、予算書11ページから14ページまでは、特別職、組合職員の給与費明細書等を、15ページには「斎場施設管理業務委託料」など6事項の債務負担行為に関する調書と、次のページからは別紙として、令和5年度田川地区斎場組合予算附表を添付いたしております。以上で、令和5年度当初予算の説明を終わります。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、予算内容の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

これで質疑を終わりますこれより討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

討論を終わります。これより採決に移ります。「令和5年度田川地区斎場組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。以上で、本日の会議に付された案件は、すべて、終了しました。これをもちまして、令和5年第1回田川地区斎場組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。